

平成 29 年 10 月 31 日

株 主 各 位

〒105-8687 東京都港区新橋四丁目 22 番 4 号

株式会社 カナデン

代表取締役社長 本橋 伸幸

中間配当金支払いに関する取締役会決議ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 10 月 31 日開催の当社取締役会決議により、第 168 期（平成 29 年 4 月 1 日から平成 30 年 3 月 31 日まで）の中間配当金のお支払いにつきましては、下記のとおりとなりますので、お知らせ申し上げます。

敬具

記

当社定款の規定に基づき、平成 29 年 9 月 30 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、次のとおり中間配当金を支払う。

- | | |
|-------------------|----------------------|
| 1. 中間配当金 | 1 株につき 金 15 円 00 銭 |
| 2. 効力発生日ならびに支払開始日 | 平成 29 年 11 月 29 日（水） |

以上

【中間配当金のお支払いについて】

中間配当金領収書は、きたる平成 29 年 11 月 28 日に、お届けご住所あてに中間決算関係書類とともにお送り申し上げます。なお、すでに口座振込みをご指定の方には、ご指定の口座へお振込みの手続をいたします。